

鹿沼市 公園施設長寿命化計画

令和4年2月

鹿沼市都市建設部整備課

1. 都市公園整備状況

(令和4年2月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
78公園	1,123,037 m ²	11.76 m ²

2. 計画期間（西暦） [2014 年度～ 2024 年度（ 11 箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	墓園等	合計
43	5	4	3	2	0	0	0	0	0	6	1	64

②選定理由

計画対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」であり、遊戯施設及び比較的規模の大きな休養施設、運動施設、建築施設を有する公園と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
3	4	80	183	75	8	47
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
42	0	1	443			

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、鹿沼市による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。
 遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014」に基づき、定期点検を実施している。
 これらの点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

備考） 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

本計画では、計画対象公園内に設置されている公園施設の中で、利用頻度の高い施設や重要な施設を対象とし、主に遊戯施設や比較的規模の大きな休養施設、運動施設、建築施設を抽出した。また、簡易的な休憩施設や小規模な構造物については日常的な管理での対応が可能なため、対象外とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、平成24年9月から令和2年8月までの期間に実施した。
国交省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）：国土交通省都市局公園緑地・景観課（平成24年4月）」に則り、健全度調査を実施した。
健全度調査は、予防保全型管理の候補とした施設について実施した。
また、遊具については（一社）日本公園施設業協会において制定されている遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (159)	37	74	36	12	
b. 建築物 (77)	7	34	27	9	
c. 遊具等 (183)	93	42	46	2	
d. 各種施設 (24)	5	9	7	3	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要
(公園施設の健全度に関する全般的状況) を記述

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

D判定およびC判定のうち処分制限期間の9割を超えている施設について、更新の対象とし順次施設の更新を行っていくことにした。

	(施設) 緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (159)	12	36	111
d. 建築物 (77)	9	27	41
b. 遊具等 (183)	2	46	135
e. 設備機器類 (24)	3	7	14

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、鹿沼市により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、鹿沼市整備課によるもののほか、地域住民や各種団体等による民間活力の活用を推進する。

a. 一般施設等、b. 建築物等

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

c. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d 各種設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・ 事後保全・予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・ 毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、b. 建築物、d. 各種設備）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

c. 遊具等

- ・ 日常点検及び定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、鹿沼市で定める建築物の補修、もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（11年間）【②+③】	3,221,178 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（11年間）	3,221,178 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（11年間）	- 千円
④単年度あたりの概算費用【①/11】	292,834.32 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における11年間でのライフサイクルコスト縮減額は
26,783 千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2025 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
国体の誘致に向けた再整備や、公園内施設の物理的状況と施設の利用状況を考慮し、今後、施設の廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。